

改正案	現行
（資産の査定の基準） 第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第二十五条第一項に規定する別紙様式第二号、第六号若しくは第十号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であつて、当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあつては債務保証見返）の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行つている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。以下同じ。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。 一～四 （略） 2～5 （略）	（資産の査定の基準） 第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第二十五条第一項に規定する別紙様式第二号、第六号若しくは第十号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号中の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあつては債務保証見返）の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行つている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。以下同じ。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。 一～四 （略） 2～5 （略）